公社日技第 01-15 号 2024 年 1 月 18 日

地域組織会長殿

公益社団法人 日本歯科技工士会 会 長 森 野 隆 (公印省略)

歯科技工所一覧のホームページ等への掲載等に関する通知内容について

毎々の会務ご協力を深謝いたします。

さて、昨年12月11日付で都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛に厚生労働省医政局 歯科保健課長通知「歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工 所の一覧のホームページ等への掲載について」が発出されましたのでお知らせします。

この通知では、無届の歯科技工所における歯科技工防止を目的に歯科医療機関等が開設届出のある全国の歯科技工所を本年7月(予定)から厚生労働省ホームページ上で確認できるようにするとし、都道府県知事等へのホームページ掲載へ向けた対応を依頼しています。

また、詳細については添付の通知内容をご確認願いますが、都道府県等のホームページ等への掲載事項の例が示されており、その1番目として<u>開設届出された歯科技工所毎に個別の管理</u>番号を付与することが求められています。

このことは、日本歯科技工士会として歯科補てつ物等のトレーサビリティ確保等の観点から 10年来要望してきたものであり、今後の施策推進へ向けた一歩前進と言えます。

なお、ホームページ等での掲載内容に誤りが無いよう、貴会会員へ必要に応じて歯科技工士 法第21条及び同施行規則第13条に基づく変更届出等を必ず行うことの周知をお願いいたしま す。

末筆となりますが、本件については日本歯科技工士連盟による「歯科技工士に関する制度推 進議員連盟」への働きかけ等を踏まえた結果であることも申し添えます。

内容ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

記

(同送資料)

1.「歯科技工士法第 21 条第 1 項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について」(2023 年 12 月 11 日付、厚生労働省医政局歯科保健課長通知)

◎参考資料

• 歯科技工士法

第5章 歯科技工所

(届出)

- 第 21 条 歯科技工所を開設した者は、開設後 10 日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。第 26 条第1項を除き、以下この章において同じ。)に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。
- 2 歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。

第6章 罰則

- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - 3 第19条、第21条第1項若しくは第2項、第22条又は第26条の規定に違反した者

· 歯科技工士法施行規則

(届出事項)

- 第13条 法第21条第1項前段の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。
 - 一 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - 二 開設の年月日
 - 三 名称
 - 四 開設の場所
 - 五 管理者の住所及び氏名
 - 六 業務に従事する者の氏名並びに当該者が第4号に掲げる場所以外の場所において、電子 計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん 物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う場合は、その旨及び当該者の連絡先 七 構造設備の概要及び平面図
- 2 法第21条第1項後段の規定により届け出なければならない事項は、前項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項とする。